

保育士等就労に関する誓約書兼証明書

横浜市 福祉保健センター長

私は、横浜市の保育所等の利用調整において、保育士等の子の優先的取扱いを希望するため、以下の事項について誓約します。

1 児童の保育所等の利用決定後、利用開始月中に次のとおり就労します。

(1) 就労先（横浜市内の施設・事業が対象）

①施設・事業名【】

②施設・事業の種別

- 認可保育所 認定こども園 横浜保育室 認可乳児保育所
小規模保育事業 家庭的保育事業 事業所内保育事業 企業主導型保育事業
横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園
横浜市私立幼稚園 2歳児受入れ推進事業実施園

乳幼児一時預かり事業 病児・病後児保育事業

(2) 保有資格 保育士 看護師 保健師 助産師 准看護師 幼稚園教諭

(3) 保育業務に従事する就労時間 月 64 時間以上 月 64 時間未満

※就労時間には休憩時間を含みます。育児短時間勤務を取得する場合は、取得後の就労状況です。

2 児童の保育所等利用期間中は、市内の保育所等で継続して就労します。

3 就労する保育所等を退職する場合は、退職後3か月以内に市内の他の保育所等で就労します。

4 就労状況について、横浜市が就労先の保育所等に確認することに同意します。

5 市外在住であっても就労状況の変更があった際には、横浜市に届け出ます。

6 上記内容に虚偽があった場合は、保育所等の利用（利用決定を含む）を取り消す場合があることに同意します。

（注意事項）

- ・就労証明書及び保育士証等の写しをあわせてご提出ください。複数の資格を有する場合、提出する資格の証明書は1点のみで構いません。
- ・派遣職員の方は優先的取扱いの対象外となります。
- ・育児休業中の方は、児童の保育所等の利用開始月中に育児休業を終了する必要があります。
- ・就労する保育所等は（1）（1）（2）に該当する施設・事業となります。
- ・5で届け出る資料については、本市ウェブサイトをご覧ください。

（<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/hoikuriyou/r8hoikuriyou.html>）



（本人同意記載欄）

年 月 日

保護者氏名		
フリガナ		
申請児童名	年 月 日生	年 月 日生

— 裏面あり（就労先記載欄があります） —

保護者のみなさまへ

横浜市には、0人の待機児童、1,511人の保留児童^{※1}がいます。保育士が1人増えることで3～5人^{※2}のお子さんが保育所に通えるようになります。

保育士等の資格をお持ちのみなさまには、優先的取扱いにより保護者として保育所等を利用しながら、安心して保育士等として就労していただきたいと考えています。みなさまに保育士等として就労していただくことで、保育所等における受入れ枠が拡大し、保育所等を利用できずに困っている方々を救うことができます。

保護者として保育所等を利用している期間中は市内の保育所等で継続して就労していただくこと、就労している保育所等を退職する場合は退職後3か月以内に市内の他の保育所等で就労していただくことを十分に理解した上で本誓約書の提出をお願いします。

みなさまの力で、横浜が子育てしたいまち、次世代と共に育むまちへと変わっていきます。
ご理解・ご協力をお願いします。

当該取扱いの趣旨を理解した

※1…令和7年4月1日現在（保留児童数は、育児休業延長希望の方を除いた人数）
※2…ニーズの多い0～2歳児のお子さんの場合

(就労先記載欄) 本誓約書の内容で就労することを認めます。

記載日	年 月 日
事業所名※	
雇用主 (代表者名) ※	

※就労証明書の「事業所名」、「代表者名」と同じ内容を記入してください。